

清里町立清里中学校同窓会会則

(名 称)

第1条 本会は、清里町立清里中学校同窓会と称し、事務局を同校内に置く。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、併せて本校の発展に寄与し、且つ在校生の健全な育成に協力することを目的とする。

(会 員)

第3条 本会の会員は、本校を卒業した者、及び本校に在職した職員をもって構成する。

正 会 員 清里中学校卒業生

特別会員 清里中学校職員および旧職員

(事 業)

第4条 本会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 母校に対する援助
- (2) 会員相互の親睦のための行事
- (3) 会員名簿の作成
- (4) その他、目的達成に必要な事項

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹 事 若干名（但し令和元年度卒業生からは各期1名を選出する）
- (4) 会 計 1名（現教頭）
- (5) 監 査 2名
- (6) 相談役 1名以上（1名は現校長、その他は必要に応じて）

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次の通りである。

- (1) 会長は、本会を代表するとともに、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はその代理を行う。
- (3) 幹事は、会員名簿を作成し、連絡・調整係を行う。
- (4) 監査は、経理を監査する。
- (5) 相談役は、会議に出席し意見を述べることができる。

(役員を選出および任期)

第7条 役員の仕事は、次回定例総会までとする。但し再任は妨げない。

- (1) 役員を選出は、前役員のおすすめにより、総会で承認する。
- (2) 役員の仕事は、4年とする。但し再任は妨げない。補欠により就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第8条 本会は、原則として4年に1回役員総会を開催する。

- (1) 本会は、原則として4年に1回役員総会を開催し、会長が招集する。
- (2) 役員会（第5条の役員で幹事を除いた役員）は、必要に応じて開催し、会長が招集する。
- (3) 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長の決裁するところによる。

(運営費)

第9条

- (1) この会の経費は、開校70周年・統合50周年記念事業に際し、同窓生から頂いた寄付金の残金、並び寄付金等をもって当てる。
- (2) 本会の創設にあたり、卒業生からの入会金は徴収しない。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(会則改正)

第11条 この会則の改定は、役員会で協議し、総会で承認する。

附則 この会則は、令和元年5月22日より実施する。

運営補足

- (1) 会長は、卒業期に同窓会会則を新会員に配布し、説明する。
- (2) 同窓会名簿は、学校（教頭）が管理し、耐火金庫に厳重に保管する。
- (3) 同窓会として、卒業生に記念品（卒業証書ホルダー）を贈る。
- (4) 同窓会立ち上げに当っては、開校70周年・統合50周年協賛会役員が発起人となって役員選出に当る。
- (5) 幹事の選出については役員会で選出する。但し令和元年度卒業生からは各期1名を選出する。

清里町立清里中学校同窓会役員

	氏 名	卒 業 年 度
会 長	松 井 雅 孝	S 5 8
副会長	三 上 博 由	S 5 3
	鈴 木 隆 信	S 6 1
会 計	遠 藤 真 一	清里中学校教頭
監 査	田 中 英 樹	S 5 8
	原 田 健 嗣	H 1
相談役	仲 野 寿 浩	清里中学校校長